

お客さま各位

株式会社エコア

弊社取次店の電気需給約款の変更について

弊社取次店の電気需給約款を 2021 年 11 月 15 日付で変更致しますので、ご案内申し上げます。詳細につきましては、下記変更内容をご覧ください。

記

1. 対象となる約款等

電気需給約款（低圧）から、電気需給約款（取次）に変更致します。

2. 変更の概要

- ・電気事業法改定による電力会社送配電部門分離に伴い、附則別紙 1 および別紙 2 に定める一般送配電事業者名の変更を行います。

この度の変更において、お客さまへの影響はございません。

変更内容にご承諾頂ける場合は、特段お手続きは必要ございません。

3. 変更の効力発生日

2021 年 11 月 15 日（月）

4. 本件に関するお問い合わせ先

下記ホームページより、ご契約されている取次店をご確認ください。

<https://www.ecoregas.jp/agent/eenegy/>

【変更内容】

	現行	変更後
約款名称	電気需給約款（低圧）	電気需給約款（ <u>取次</u> ）
第 1 条 1.	この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社に加入申込書（以下「本申込書」といいます。）を提出していただいた低圧のお客さまに対して、一般送配電事業者の供給区域（一般送配電事業者ごとに別紙 1 に記載の供給区域をいいます。）内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。	<u>取次店名（「以下「当社」といいます。」は、小売電気事業者である株式会社エコア（以下「本小売電気事業者」といいます。）が供給する電気に関する需給契約の取次ぎを行っており、</u> この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社に加入申込書（以下「本申込書」といいます。）を提出していただいた低圧のお客さまに対して、一般送配電事業者の供給区域（一般送配電事業者ごとに別紙 1 に記載の供給区域をいいます。）内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
第 2 条 3.	当社の供給区域は、別紙 2 記載の地域をいいます	<u>本小売電気事業者</u> の供給区域は、別紙 2 記載の地域をいいます。
第 2 条 4.	当社が、一般送配電事業者から、お客さまに電気の供給をするために行う接続供給に	<u>本小売電気事業者</u> が、一般送配電事業者から、お客さまに電気の供給をするために行

	かかる電気の供給を受ける地点をいいます。	う接続供給にかかる電気の供給を受ける地点をいいます。
第2条 14.	お客さまに対する供給電力の最大値をいいます。	<u>本小売電気事業者による</u> お客さまに対する供給電力の最大値をいいます。
第2条 15.(1)	当社が供給した電気をお客さまが使用する場所をいい、当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所として取り扱い、これによりがたい場合には、次号および第(3)号によります。なお、この場合において、1構内をなすものとは、柵塀その他の客観的なしや断物によって明確に区画され、公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。	<u>本小売電気事業者</u> が供給した電気をお客さまが使用する場所をいい、当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所として取り扱い、これによりがたい場合には、次号および第(3)号によります。なお、この場合において、1構内をなすものとは、柵塀その他の客観的なしや断物によって明確に区画され、公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。
第2条 17.	当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。	<u>本小売電気事業者</u> がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、 <u>本小売電気事業者</u> が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。
第2条 18.	当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者と締結した接続供給にかかる契約をいいます。	<u>本小売電気事業者</u> がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、 <u>本小売電気事業者</u> が一般送配電事業者と締結した接続供給にかかる契約をいいます。
第2条 23.の追加	—	<u>23. 本小売電気事業者</u> <u>当社との取次委託契約にもとづき、お客さまに電気を供給する小売電気事業者である、株式会社エコア（小売電気事業者番号A0083）をいいます。</u>
第3条 1.	託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。	託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、その他当社 <u>または本小売電気事業者</u> が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。
第5条	本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、そのつど当社とお客さまとの協議によって定めます。なお、お客さまは、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者と協議をしていただく必要があります。	本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、そのつど当社とお客さまとの協議によって定めます。なお、お客さまは、一般送配電事業者 <u>または本小売電気事業者</u> が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者 <u>または本小売電気事業者</u> と協議をしていただく必要があります。

第9条 1.	当社は、第7条（本契約の成立）に定める承諾をしようとするときは、お客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定め、需給開始日から、本契約にもとづく電気の供給を開始します。	当社は、第7条（本契約の成立）に定める承諾をしようとするときは、 <u>お客さま、一般送配電事業者および本小売電気事業者</u> と協議のうえ需給開始日を定め、需給開始日から、本契約にもとづく電気の供給を開始します。
第9条 2.	当社は、天候、用地交渉または停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかとなった場合には、あらためてお客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定めることとします。	当社は、天候、用地交渉または停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかとなった場合には、あらためて <u>お客さま、一般送配電事業者および本小売電気事業者</u> と協議のうえ需給開始日を定めることとします。
第12条 2.	計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力が正しく計量できない場合には、一般送配電事業者と当社との協議により決定した値とします。この場合、当社は、すみやかに一般送配電事業者との協議により決定された値について、お客さまに通知します。	計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力が正しく計量できない場合には、一般送配電事業者と <u>本小売電気事業者</u> との協議により決定した値とします。この場合、当社は、すみやかに <u>本小売電気事業者から報告を受けた</u> 一般送配電事業者との協議により決定された値について、お客さまに通知します。
第14条 5.	お客さまに請求する工事費負担金その他の託送供給等約款にもとづき当社が一般送配電事業者から請求を受ける費用（以下「工事費等」といいます。）の支払いについては、当社が一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が定める支払期日までに当社が指定する方法により支払っていただきます。	お客さまに請求する工事費負担金その他の託送供給等約款にもとづき <u>本小売電気事業者</u> が一般送配電事業者から請求を受ける費用（以下「工事費等」といいます。）の支払いについては、 <u>一般送配電事業者からの請求を踏まえて本小売電気事業者が当社に請求をする</u> つど、当社が定める支払期日までに当社が指定する方法により支払っていただきます。
第17条	当社が、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、電気の使用状態に応じた適正なものに変更することを求められた場合には、お客さまは、その求められた内容に従い、すみやかに本契約を電気の使用状態に応じた適正なものに変更していただきます。	<u>本小売電気事業者</u> が、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、電気の使用状態に応じた適正なものに変更することを <u>求められ、当社が本小売電気事業者から連絡を受けた</u> 場合には、お客さまは、その求められた内容に従い、すみやかに本契約を電気の使用状態に応じた適正なものに変更していただきます。
第18条 2.	当社が本契約の遂行上需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または一般送配電事業者が以下の各号に掲げる業務を実施す	当社 <u>または本小売電気事業者</u> が本契約の遂行上需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または一般送配電事業者が以下の各

	るため需要場所への立ち入りが必要と認める場合、当社または一般送配電事業者は、お客さまの承諾をえて需要場所へ立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社または一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾していただきますが、一般送配電事業者が立ち入る場合においては、一般送配電事業者に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。	号に掲げる業務を実施するため需要場所への立ち入りが必要と認める場合、<u>当社、本小売電気事業者</u>または一般送配電事業者は、お客さまの承諾をえて需要場所へ立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは<u>当社、本小売電気事業者</u>または一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾していただきますが、一般送配電事業者が立ち入る場合においては、一般送配電事業者に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
第 18 条 5.	以下の場合において、一般送配電事業者から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を当社またはお客さまが求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合には、お客さまはそれらの場所を無償で提供していただきます。	以下の場合において、一般送配電事業者から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を<u>本小売電気事業者</u>またはお客さまが求められた場合、および当社<u>または本小売電気事業者</u>が必要に応じお客さまの電力負荷を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合には、お客さまはそれらの場所を無償で提供していただきます。
第 19 条 2.	下記各号のいずれかに該当し、一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるように求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。	下記各号のいずれかに該当し、一般送配電事業者から<u>本小売電気事業者</u>がその旨の警告を受けた場合で、<u>本小売電気事業者から連絡を受けた</u>当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるように求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。
第 19 条 2.(3)	前条（お客さまの協力）第 2 項に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合等、お客さまが本約款において、一般送配電事業者の求めに応じること、一般送配電事業者に権限を付与することもしくは一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合	前条（お客さまの協力）第 2 項に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合等、お客さまが本約款において、一般送配電事業者の求めに応じること、一般送配電事業者に権限を付与することもしくは一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または<u>当社、本小売電気事業者</u>もしくは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合
第 19 条 3.	以下のいずれかに該当するものとして、当社が一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、当社がお客さまに対し、第 17（適正契	以下のいずれかに該当するものとして、<u>本小売電気事業者</u>が一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、<u>本小売電気事業者から連</u>

	約の保持)にもとづく一般送配電事業者の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じていただけないときは、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。	<u>絡を受けた</u> 当社がお客さまに対し、第 17 (適正契約の保持)にもとづく一般送配電事業者の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じていただけないときは、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。
第 21 条 (1)	本契約にもとづく供給開始にあたって、当社が一般送配電事業者から、お客さまに供給するために必要な設備の施設にかかる工事費等の費用負担を求められた場合	本契約にもとづく供給開始にあたって、 <u>本小売電気事業者</u> が一般送配電事業者から、お客さまに供給するために必要な設備の施設にかかる工事費等の費用負担を求められた場合
第 21 条 (2)	お客さまの都合による契約電力の変更により、当社が一般送配電事業者から、お客さまに供給するために必要な設備の施設にかかる工事費等の費用負担を求められた場合	お客さまの都合による契約電力の変更により、 <u>本小売電気事業者</u> が一般送配電事業者から、お客さまに供給するために必要な設備の施設にかかる工事費等の費用負担を求められた場合
第 21 条 (3)	お客さまが、当社を通じて一般送配電事業者の設備にかかる工事等を一般送配電事業者に依頼し、当社が一般送配電事業者から、その工事費等の費用負担を求められた場合	<u>お客さまから依頼を受けた当社</u> が、 <u>本小売電気事業者</u> を通じて一般送配電事業者の設備にかかる工事等を一般送配電事業者に依頼し、 <u>本小売電気事業者</u> が一般送配電事業者から、その工事費等の費用負担を求められた場合
第 21 条 (4)	お客さまの都合により一旦契約電力を変更した上で、更にお客さまの都合により当該契約変更を解約し、または更に変更した当該契約電力を再度変更 (元の条件に戻す場合を含みます。) した結果、当社が一般送配電事業者から、変更にともない新たに施設した供給設備にかかる工事費等の費用負担を求められた場合	お客さまの都合により一旦契約電力を変更した上で、更にお客さまの都合により当該契約変更を解約し、または更に変更した当該契約電力を再度変更 (元の条件に戻す場合を含みます。) した結果、 <u>本小売電気事業者</u> が一般送配電事業者から、変更にともない新たに施設した供給設備にかかる工事費等の費用負担を求められた場合
第 21 条 (5)	その他お客さまの都合にもとづく事情により、当社が一般送配電事業者から、お客さまに供給するために必要な設備の費用負担を求められた場合	その他お客さまの都合にもとづく事情により、 <u>本小売電気事業者</u> が一般送配電事業者から、お客さまに供給するために必要な設備の費用負担を求められた場合
第 21 条 (6)	お客さまの事由による受電設備の移設等にともない、当社が設置した通信設備を移設する必要が生じ、当社が費用負担を求めた場合	お客さまの事由による受電設備の移設等にともない、 <u>本小売電気事業者</u> が設置した通信設備を移設する必要が生じ、 <u>本小売電気事業者</u> が費用負担を求めた場合
第 22 条 2.	お客さまの故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作	お客さまの故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作

	物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したとして、託送供給等約款にもとづき、当社が一般送配電事業者から、修理可能の場合における修理費、または亡失もしくは修理不可能の場合における帳簿価額と取替工事費との合計額について賠償を求められた場合、お客さまは、当社に対しその求められた賠償相当額を支払うものとします。	物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したとして、託送供給等約款にもとづき、当社が <u>一般送配電事業者から請求を受けた本小売電気事業者から</u> 、修理可能の場合における修理費、または亡失もしくは修理不可能の場合における帳簿価額と取替工事費との合計額について賠償を求められた場合、お客さまは、当社に対しその求められた賠償相当額を支払うものとします。
第 23 条 2.	第 20 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第 1 項によって一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	第 20 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第 1 項によって一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社 <u>および本小売電気事業者</u> の責めとならない理由によるものであるときには、当社 <u>および本小売電気事業者</u> はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
第 23 条 3.	当社に故意または過失がある場合を除き、当社はお客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。	当社 <u>および本小売電気事業者</u> に故意または過失がある場合を除き、当社 <u>および本小売電気事業者</u> はお客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。
第 24 条 1.(1)	お客さま、または当社によって制御できない事由であること。	お客さま、または当社 <u>および本小売電気事業者</u> によって制御できない事由であること。
第 24 条 1.(2)	その発生が、お客さま、または当社の責めとならない事由であること。	その発生が、お客さま、または当社 <u>および本小売電気事業者</u> の責めとならない事由であること。
第 24 条 1.(3)	お客さま、または当社が事前に想定できなかった事由であること。または、想定可能な事由の場合は、法令等を踏まえた適切な対策を事前に講じているにもかかわらず、回避できなかったこと。	お客さま、または当社 <u>および本小売電気事業者</u> が事前に想定できなかった事由であること。または、想定可能な事由の場合は、法令等を踏まえた適切な対策を事前に講じているにもかかわらず、回避できなかったこと。
第 24 条 1.(4)	お客さま、または当社が、当該事由の発生時に適切な対策を講じたにもかかわらず、回避できなかったこと。	お客さま、または当社 <u>および本小売電気事業者</u> が、当該事由の発生時に適切な対策を講じたにもかかわらず、回避できなかったこと。
第 24 条 2.	前項で定める不可抗力を原因として当社が本契約の全部または一部の履行ができない場合、次条（契約期間）、第 26 条（お客さ	前項で定める不可抗力を原因として当社が本契約の全部または一部の履行ができない場合、次条（契約期間）、第 26 条（お客さ

	まの申し出による解約) および第 27 条 (契約の解除および期限の利益の喪失) の規定にかかわらず、お客さま、または当社は本契約の一部または全部を解約することができます。本項の解約にともない生じる損害については、お客さま、当社ともに賠償の責めを負わないものとします。	まの申し出による解約) および第 27 条 (契約の解除および期限の利益の喪失) の規定にかかわらず、お客さま、または当社は本契約の一部または全部を解約することができます。本項の解約にともない生じる損害については、お客さま、当社<u>および本小売電気事業者</u>ともに賠償の責めを負わないものとします。
第 26 条 2.	本契約は、次条 (契約の解除および期限の利益の喪失) 第 1 項にもとづく本契約の解除の場合および以下の各号の場合を除き、解約通知に記載された解約希望日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた解約期日に終了します。	本契約は、次条 (契約の解除および期限の利益の喪失) 第 1 項にもとづく本契約の解除の場合および以下の各号の場合を除き、解約通知に記載された解約希望日または電力広域的運営推進機関から<u>本小売電気事業者</u>に通知がされた解約期日に終了します。
第 26 条 4.	新たに契約電力を設定した日または契約電力を増加した日から 1 年を経過する日より前にお客さまが第 1 項によって本契約を解約する場合において、当社が一般送配電事業者から、託送供給等約款にもとづく接続供給にかかる料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社の請求に応じ、お客さまに、当該精算金額に相当する金額を当社に支払っていただく場合がございます。	新たに契約電力を設定した日または契約電力を増加した日から 1 年を経過する日より前にお客さまが第 1 項によって本契約を解約する場合において、<u>本小売電気事業者</u>が一般送配電事業者から、託送供給等約款にもとづく接続供給にかかる料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、<u>本小売電気事業者の請求を踏まえ当社は、お客さまに請求し、</u>当該精算金額に相当する金額を当社に支払っていただく場合がございます。
第 28 条 3.	前項による契約電力の減少が新たに契約電力を設定した日または契約電力を増加した日から 1 年未満の期間内となる場合において、当社が一般送配電事業者から、託送供給等約款にもとづく接続供給にかかる料金および工事費の精算金額に相当する金額の支払を求められた場合には、当社の請求に応じ、お客さまに当該精算金額に相当する金額を当社に支払っていただく場合がございます。	前項による契約電力の減少が新たに契約電力を設定した日または契約電力を増加した日から 1 年未満の期間内となる場合において、<u>本小売電気事業者</u>が一般送配電事業者から、託送供給等約款にもとづく接続供給にかかる料金および工事費の精算金額に相当する金額の支払を求められた場合には、<u>本小売電気事業者の請求を踏まえ当社は、お客さまに請求し、</u>お客さまに当該精算金額に相当する金額を当社に支払っていただく場合がございます。
第 28 条 5.の追加	—	<u>5. 当社と本小売電気事業者との取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合、本契約は何らの行為を要することなく、直ちに、当社から電気の供給を受けることに変更となります。この場合、当社は、第 3 条(電気需給約款の変更)の手続き</u>

		<u>に従うものとします。ただし、当社が本小売電気事業者との取次委託契約の解除時点において、小売電気事業者の登録をしていない場合には、本契約は何らの行為を要することなく、直ちに需給契約に関するお客さまの契約の相手方が当社から本小売電気事業者に変更となります。この場合、当社はあらかじめその旨その他必要な事項を本小売電気事業者にかわってお客さまに通知するものとし、この変更が生じた後、本小売電気事業者は遅滞なくその旨その他必要な事項をお客さまに通知するものとします。なお、いずれの場合においても変更後の供給条件は、変更前の供給条件と同等とします。</u>
附則 3.	第2条（用語の定義）第15項第(4)号にともない一般送配電事業者が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、本約款の他の定めにかかわらず、託送供給等約款にもとづき当社が一般送配電事業者から請求を受ける工事費の全額を工事費負担金としてお客さまに負担していただきます。	第2条（用語の定義）第15項第(4)号にともない一般送配電事業者が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、本約款の他の定めにかかわらず、託送供給等約款にもとづき <u>本小売電気事業者</u> が一般送配電事業者から請求を受ける工事費の全額を工事費負担金としてお客さまに負担していただきます。
附則 別紙 1	北海道電力株式会社 東北電力株式会社 中部電力株式会社 関西電力株式会社 中国電力株式会社 四国電力株式会社 九州電力株式会社	<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u> <u>東北電力ネットワーク株式会社</u> <u>中部電力パワーグリッド株式会社</u> <u>関西電力送配電株式会社</u> <u>中国電力ネットワーク株式会社</u> <u>四国電力送配電株式会社</u> <u>九州電力送配電株式会社</u>
別紙 2	当社の供給区域 当社の供給区域は、一般送配電事業者ごとに以下のとおりといたします。ただし、離島は除きます。	<u>本小売電気事業者</u> の供給区域 <u>本小売電気事業者</u> の供給区域は、一般送配電事業者ごとに以下のとおりといたします。ただし、離島は除きます。
別紙 2	九州電力株式会社	<u>九州電力送配電株式会社</u>

以上